

女性の権利 (1)

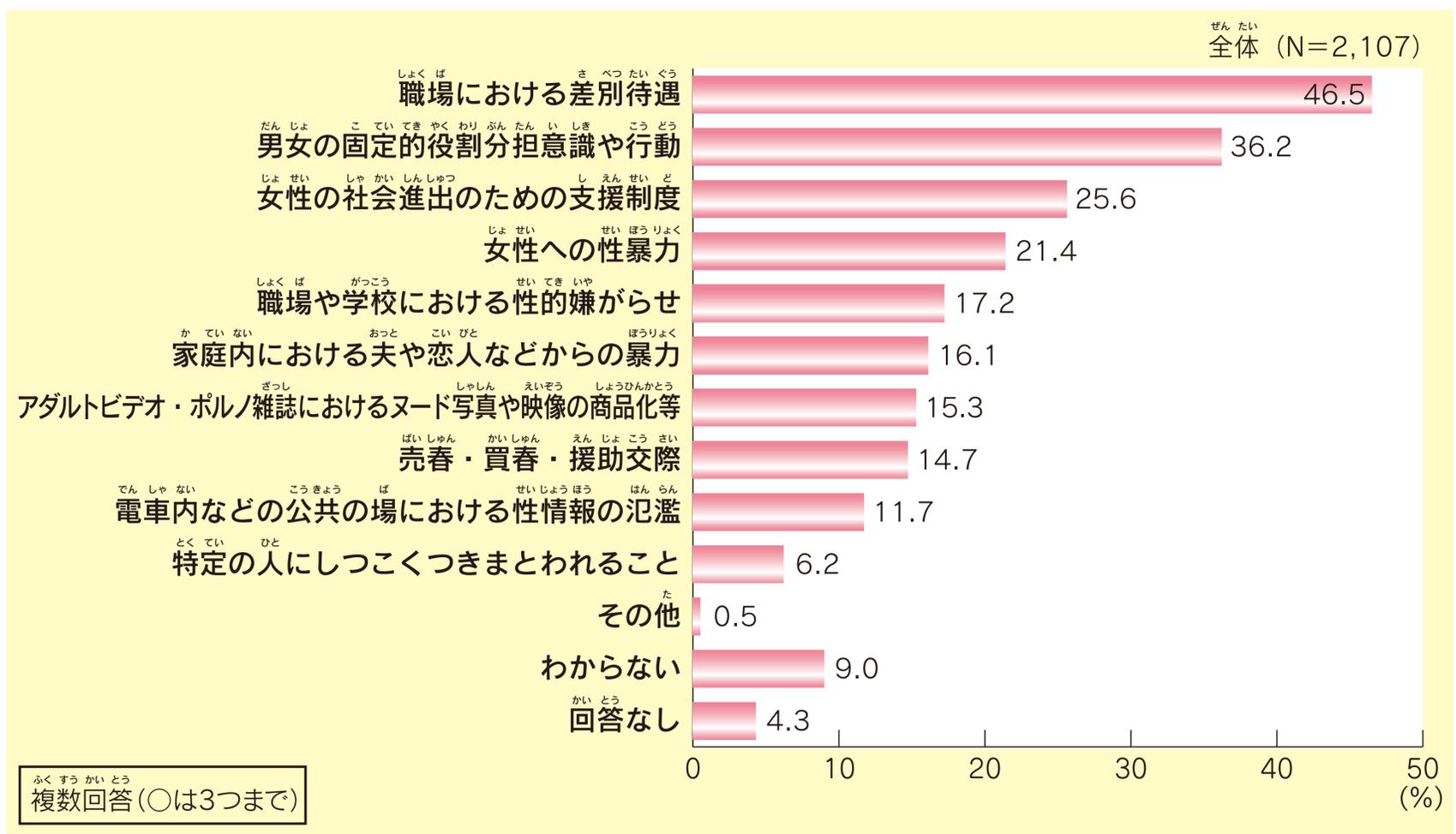
仕事内容や職場での待遇に関し、女性であるというだけで、不当に扱われることが、今も多くあると思いますか。

子育てや家事に関し、夫婦間できちんと役割分担されていると思いますか。

この機会に「女性の権利」について、一緒に考えてみませんか。

「人権問題に関する県民意識調査」では、女性の権利について次のような結果になりました。

日本社会で女性の権利がとくに尊重されていないと思うことはどんなことですか？



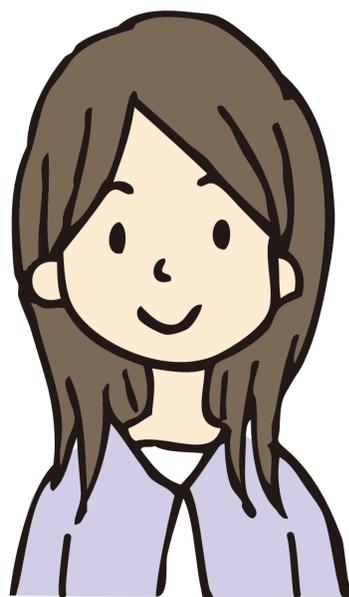
女性の人権 (2)

「男は、外で仕事」「女は、家庭で家事や育児」など、男女間の固定的な役割分担について、どのように思いますか。

もし、このような男女間の固定的な役割分担の意識があることで、自由に生きることができなかつたり、自己実現の妨げになっているとしたら、どう思いますか。

日本では、この男女間の固定的な役割分担の意識が依然として残っているため、社会生活の様々な場面で女性が不利益を受けることが少なからずあります。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、私たちの大きな課題です。



女性の権利 (3)

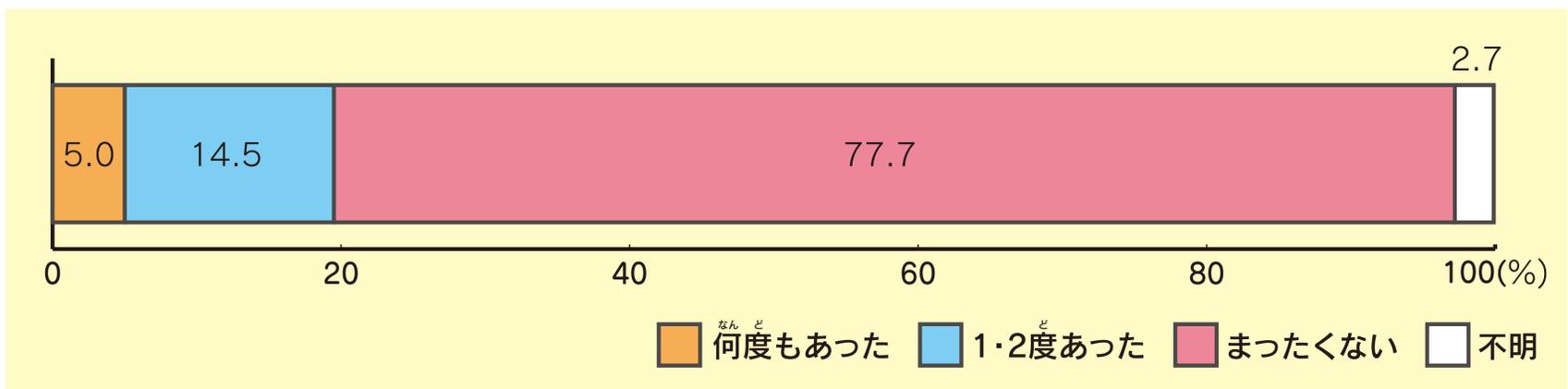
現在、女性の社会進出の状況はどのようになっていると思いますか？

議会議員、事業所管理職、自治会長等の
女性比率は、いずれも10%前後と
女性の社会進出は不十分な状況です。



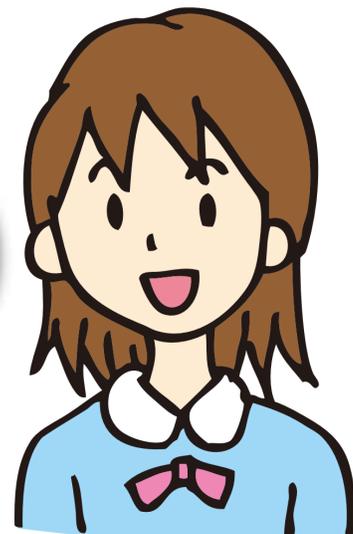
また、配偶者などからの暴力は、重大な人権侵害であるとともに、
犯罪行為をも含むものです。多くの場合、被害者は女性であり、
男女平等実現の大きな妨げとなっています。

身体に対する暴力を受けた経験がある女性の割合



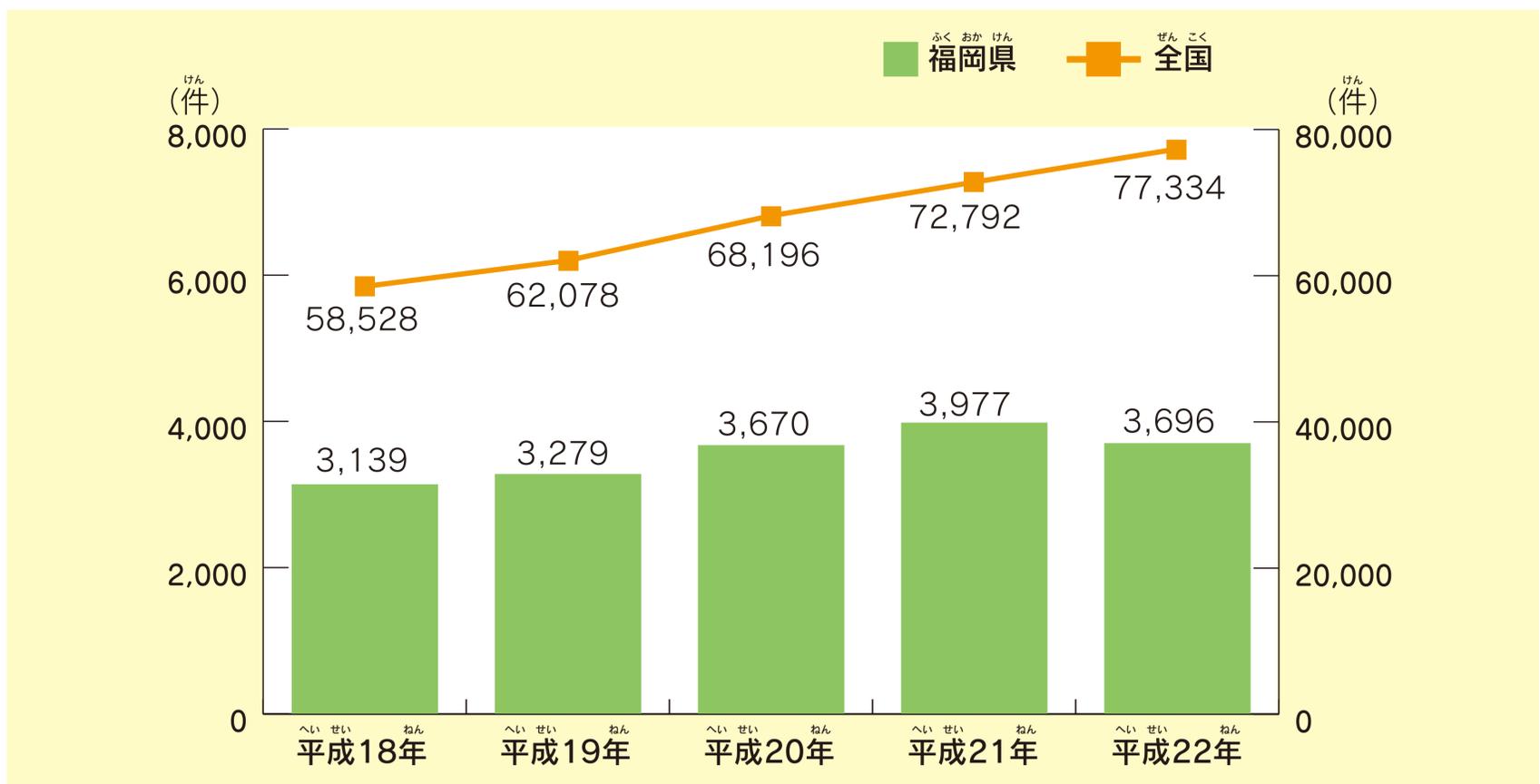
出典：福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査 (平成21年度)

女性の5人に1人(19.5%)が
「身体に対する暴力を受けた経験が
ある」と回答しています。



女性の権利 (4)

下の表は、県内の配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数です。



出典:内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

平成22年度は3,696件で、全体として増加傾向にあります。

福岡県では、女性相談所と保健福祉(環境)事務所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、暴力被害の相談に応じています。

『世界人権宣言』第2条の

〈人種・性・門地などによるさまざまな差別の禁止(平等に社会に参加し、公平に処遇される)〉
という理念を国際条約として、各国政府に義務づけた『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』があります。日本も1985年に締結しました。



女性の人権(5)

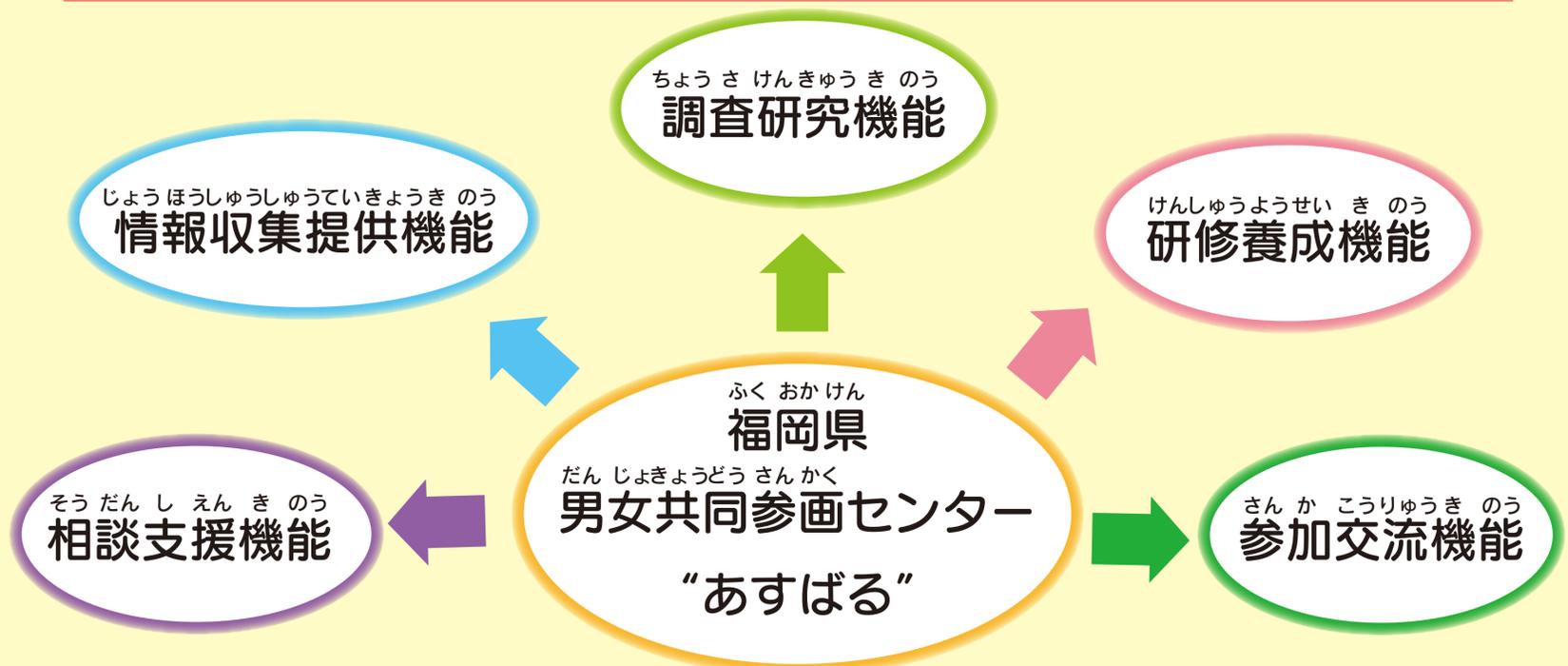
福岡県では、「第3次福岡県男女共同参画計画」に基づき、実効性ある施策を総合的、計画的に推進しています。

【第3次福岡男女共同参画計画の大目標】

～女性の更なる社会進出を推進し、

女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる～

福岡県男女共同参画センター“あすばる”の5つの機能



男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を具体的に展開する拠点として、「福岡県男女共同参画センター“あすばる”」が設置されています。ぜひ、一度ご来館ください。

福岡県男女共同参画センター“あすばる”

住所: 春日市原町3-1-7(クローバープラザ内)

電話番号: 092-584-1261

F A X: 092-584-1262